

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 5 日

関係団体事務局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要について

平素より障害保健福祉施策にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けたヒアリングにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今般、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の取りまとめを行い、厚生労働省ホームページ（以下に URL 等記載）に掲載いたしましたので、お知らせいたします。

今後は、4 月の報酬改定の施行に向けて、告示改正、通知発出等の準備を進めてまいりますので、ご了知いただきますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム > 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

<令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容>

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
- 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- 5 感染症や災害への対応力の強化等
- 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

※ 改定率 +0.56%

（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和 3 年 9 月末までの間））

（補足）新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価について、令和 3 年 4～9 月まで基本報酬に+0.1%上乗せすることにより、満年度換算の改定率で+0.05%とする。

【事務局 連絡先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

評価・基準係（担当：倉田、松田）

T E L 03-5253-1111（内線 3036）

03-3595-2528（夜間直通）

F A X 03-3591-8914

E - m a i l hyouka-ki.jyun3@mhlw.go.jp